

「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」の概要 国土交通省

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で船内感染の発生例が相次ぎ、我が国においても、横浜(ダイヤモンド・プリンセス号)及び長崎(コスタ・アトランティカ号)において、多くの乗船者が感染する事案が発生
- 国土交通省では、クルーズ船の利用者、寄港する港湾の関係者等の安全・安心の確保に向け、感染症、危機管理等の専門家からの意見を踏まえ、関係業界によるガイドライン整備、その実効性を担保するための措置等について検討・整理

I. ダイヤモンド・プリンセス号等事案の検証について

- 船内の感染拡大について、ダイヤモンド・プリンセス号及びコスタ・アトランティカ号事案における、現時点で国土交通省が課題、教訓とする事項を整理
- 再発防止に向けて、**船側に求められる措置、受入港湾側の措置、国土交通省に求められる措置**を整理

II. クルーズの再開にあたって

- 第一段階: 第三者認証取得等準備の整ったクルーズ船と受入港から、**国内のショートクルーズをトライアルとして実施【短期的措置】**
- 第二段階: 上記トライアル結果等を踏まえ、得られた知見をガイドラインに逐次反映した上で、本格的に国内クルーズを実施【短期的措置】
- **国際クルーズについては、水際対策の状況や他国の安全・安心対策との調和に留意しつつ、ガイドラインの検討等所要の準備を進める【継続検討】**

III. 関係者の役割分担について

- クルーズ船の受入判断や有症者・感染者等への対応が求められる際には、**クルーズ船事業者、検疫等の国の関係機関、港湾管理者や保健所等を含む地方自治体との間で、課題の把握と対応を迅速かつ適切に行える体制を構築**
- 万一の事態に備えて、クルーズ船の寄港に関わる関係機関間の**対応訓練を実施**
- 国際クルーズにおける関係国、クルーズ船事業者が果たすべき役割分担のたたき台を提示【継続検討】

IV. 安全・安心確保に向けた具体的措置について

- 国内クルーズの再開にあたり、「船舶ガイドライン」及び「港湾ガイドライン」に盛り込むべき措置
- 港湾管理者等は、クルーズ船の寄港受入に際し、船舶及び港湾ガイドラインへの適合を確認するとともに、**都道府県等の衛生主管部局を含む地域の関係機関で構成される協議会等における合意**を得た上でクルーズ船を受け入れる
- 船内で感染者が確認された場合には、次の寄港地での陸上隔離等を実施後、速やかに下船港(発着港を基本)に向かう

V. 実効性担保のあり方について

- クルーズ船事業者(邦船社)が策定する手順書(マニュアル)の船舶ガイドラインへの適合状況について、**(一財)日本海事協会(NK)が認証を行う【短期的措置】**
- 邦船社については、**海上運送法に基づく安全管理規程に感染症対策(衛生管理規程(仮称))を追加**すること、また、衛生管理規程を遵守することを義務づけ【短期的措置】

VI. 国際的なルール作りを含む主導的役割のあり方

- **外務省等関係機関と連携し、国際海事機関(IMO)における国際ルール作り**も視野に、クルーズ船の安全確保に向けた国際的な議論を我が国が主導【継続検討】

クルーズを安心して楽しめる環境づくりへの取り組み

- 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、「クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを2020年度を目途に策定する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図る。」としたところ。
- 国土交通省において、感染症や危機管理の専門家等の意見を聞きながら、関係業界が整備するガイドラインなど、クルーズの安全・安心の確保に関する検討を実施。

国土交通省におけるクルーズの安全・安心確保に係る検討・中間とりまとめ(9月18日)

日本外航客船協会ガイドライン (国内クルーズを対象とした初版)

- 乗客の事前スクリーニング
 - ・検温、質問票 など
- 船内の予防策
 - ・マスク着用、手洗い、消毒、健康管理の徹底
 - ・船内施設の座席数減、間隔確保
 - ・換気の実施 など
- 有症者発生時の拡大防止
 - ・船医による診療
 - ・船内隔離、イベント中止 など

日本港湾協会ガイドライン (国内クルーズを対象とした上記ガイドラインに対応)

- クルーズ船の旅客や乗組員、ターミナルビルの従業者の間の感染防止
 - ・症状のある者の入場回避、マスク着用
 - ・列や座席の間隔確保、消毒液配置 など
- ターミナルビルの従業者の感染防止
 - ・健康状態確認 など

船内における感染防止対策
(クルーズ船事業者)

旅客ターミナル等における感染防止対策
(港湾管理者等)

寄港地における受入体制の構築

クルーズ船の寄港検討

情報共有等

寄港地の関係機関等 ※

※衛生主管部局、港湾関係機関等